

教育・保育施設の認可定員と利用児童数

(R6. 5. 1 時点)

	教育児童 (満3歳児以上) (※)	保育児童	
		(3歳児以上)	(2歳児以下)
認可定員	5,830	13,118	9,492
児童数	3,285	12,338	8,475
認可定員－児童数	2,545	780	1,017
(参考) 利用定員	5,090	13,118	9,492
(参考) 利用定員－児童数	1,805	780	1,017

※ 旧制度幼稚園を含む（新潟県立幼稚園は除く）

教育・保育の需給については、子ども・子育て支援法に基づき、利用定員を基準としている。

(参考：子ども・子育て支援法)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る**必要利用定員総数**（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る**必要利用定員総数**（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容